

松戸市地球温暖化対策検討業務委託 仕様書

- 1 事業名称 松戸市地球温暖化対策検討業務委託
- 2 事業場所 松戸市根本 387 番地の 5
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4 事業目的

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、「地方公共団体実行計画」である「松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）」、「松戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「事務事業編」という。）」を策定し、市域からの温室効果ガスの排出量の削減及び市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできた。

本事業は、これら実行計画の計画期間が令和 2 年度をもって終了となる事から、計画の改定に係る支援業務を行うものである。

5 事業内容

(1) 区域施策編の内容検討

① 区域施策編に係る施策の現状と課題の整理

区域施策編に係る地球温暖化対策の現状について、市の有する過年度の調査内容、関連計画などに加え、国の公開している情報などを参照し、市域における温暖化対策の検討に必要な課題を抽出し整理する。

② 進行管理手法及び削減目標の検討

現在、松戸市では環境省から公表されるデータを用いて、市域の温室効果ガス排出量を評価している。この推計については千葉県全体での温室効果ガス排出量を基に推計していることから、大まかな傾向しか把握できない。そのため、市の施策の実施状況等を適切に評価するための進行管理方法の検討及び進行管理手法の変更に伴う削減目標の検討を行う。

③ 削減目標達成に向けた施策の検討

気象非常事態ともいわれる社会情勢を踏まえ、市の特性を考慮した取り組みの検討を行う。特に、「低炭素型のまちづくり」や「環境と経済の好循環」など、昨今キーワードとされている概念に対して、環境の側面から市民、事業者、市役所がとるべき取り組みについて、削減目標達成のための施策及びその展開方法を検討すること。

④ 改定案の作成

上記①～③の内容を基に区域施策編の改定案を作成する。

なお、本計画は令和 2 年度にパブリックコメントを予定していることから、令和 2 年 10 月 1 日までに改定素案を提出すること。また、改定素案については提出後もパブリックコメントの意見や市の意見を踏まえ、適宜修正を行うものとする。

(2) 事務事業編の内容検討

① 事務事業編に係る施策の現状と課題の整理

事務事業編に係る地球温暖化対策の現状について、市が提供する市有施設における過年度の温室効果ガス排出の状況やエネルギー使用の状況等を基に、市役所における温室効果ガス排出の特性や傾向を把握し、その課題等を整理する。なお、必要に応じて担当部局へのヒアリングを実施する。

② 進行管理手法及び目標達成のための施策の検討

現行の事務事業編において設定した温室効果ガス排出量について、市民サービス向上の為にを行う増改築などによる排出量の増加も相まって、当初定めた目標と実情の乖離が著しい。そのため、目標達成のための具体的な施策の再検討及び、補助指標などの設定及び目標値の検討が必要となっていることから、市有施設の設備の運用改善と設備更新の両観点から実行可能な取組項目を設定し、具体的かつ実効性の高い施策の検討を行うとともに、市職員が適切な設備運用を行うことができるよう、管理基準を作成する。また、過去に実施した調査結果等を活用し、各施設におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルについて検討を行うこと。なお、施策については区域施策編の施策ともリンクすること。

③ 策定案の作成

上記①～②の内容を基に事務事業編の策定案を作成する。

なお、本計画は令和 2 年度にパブリックコメントを予定していることから、令和 2 年 10 月 1 日までに策定素案を提出すること。また、策定素案については提出後もパブリックコメントの意見や市の意見を踏まえ、適宜修正を行うものとする。

6 打合せ

本事業推進のため、受託者は委託者との打合を 10 回程度行い、打合せ報告書を委託者へ提出すること。なお、場所は松戸市役所を想定している。

7 成果品

本業務委託の成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 2 冊(くるみ製本 A4、カラー、400 ページ程度)

(2) 報告書電子データ 1 式(CD-R 等)

なお、報告書には以下の事項を網羅しておくこと。

- ① 松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定素案
- ② 松戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定素案
- ③ 管理基準に係る指針

④ その他仕様に定めた事項

8 その他

- (1) 受託者は、その他の詳細について市の指示によることとする。
- (2) この仕様に定めのない事項については、市と受託者が協議の上で決定するものとする。